

食物アレルギー対応給食に関する申請の流れ

アレルギーの症状があって医師の診察を受け食物除去が必要な場合



当園の食物アレルギーへの対応方針をご説明します
参照；「つくばトッポンチーノ保育園におけるアレルギー対応について(お願い)」



「つくばトッポンチーノ保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、「食物アレルギー対応給食申請書(新規・継続)」、「除去依頼書」、「アレルギー疾患生活管理指導表のご記入のお願い(医療機関用)」を受け取ってください



医師に受診して、「アレルギー疾患生活管理指導表」の作成を依頼してください(診断書となるので医療機関が定める文書料金が必要です)



「アレルギー疾患生活管理指導表」、「食物アレルギー対応給食申請書(新規・継続)」、「除去依頼書」の3点を園に提出し、具体的な給食内容などについて園と相談し確認をしてください

※少なくとも年一回は受診し、上述の「アレルギー疾患生活管理指導表」、「食物アレルギー対応給食申請書(新規・継続)」、「除去依頼書」の3点を園に提出してください

※また、医師の診断のもと内容の変更となった場合は「食物アレルギー対応給食申請書(変更)」及び「除去依頼書」を、原因食品の除去が不要となった場合は「除去解除申請書」を園に提出してください